

平成19年 第1回(定例)由布市議会会議録(第7日)

平成19年3月23日(金曜日)

議事日程(第7号)

平成19年3月23日 午前10時00分開議

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第5 議案第5号 由布市の花、木、鳥の制定について
- 日程第6 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第7 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について

- 日程第24 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第29 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第30 議案第31号 由布大分環境衛生組合規約の変更について
- 日程第31 議案第32号 大分県市町村会館管理組合規約の変更について
- 日程第32 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第33 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第34 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第36 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第48号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

継続審査分

- 日程第42 議案第144号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について

追加日程

- 日程第1 発議第2号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 発議第3号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 発議第4号 日豪EPA交渉に関する意見書
- 日程第4 発議第5号 療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第6 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第4 議案第4号 由布市民憲章の制定について
- 日程第5 議案第5号 由布市の花、木、鳥の制定について
- 日程第6 議案第6号 由布市基本構想並びに基本計画について
- 日程第7 議案第7号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 由布市副市長定数条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 由布市企業等立地促進条例の制定について
- 日程第11 議案第11号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第12号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第13号 由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について
- 日程第14 議案第14号 由布市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第15 議案第15号 由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第16号 由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第17号 由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第18号 由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第20号 由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 由布市体育センター条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 由布市民運動場条例の一部改正について
- 日程第23 議案第23号 由布市川西児童体育館条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 由布市B & G海洋センター条例の一部改正について
- 日程第25 議案第25号 由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第26号 由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第27号 由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について
- 日程第28 議案第29号 県営南庄内地区土地改良事業損失補償について
- 日程第29 議案第30号 事務の委託の協議について
- 日程第30 議案第31号 由布大分環境衛生組合規約の変更について
- 日程第31 議案第32号 大分県市町村会館管理組合規約の変更について

- 日程第32 議案第33号 大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について
- 日程第33 議案第41号 平成19年度由布市一般会計予算について
- 日程第34 議案第42号 平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 議案第43号 平成19年度由布市老人保健特別会計予算について
- 日程第36 議案第44号 平成19年度由布市介護保険特別会計予算について
- 日程第37 議案第45号 平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第38 議案第46号 平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第39 議案第47号 平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第40 議案第48号 平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算について
- 日程第41 議案第49号 平成19年度由布市水道事業会計予算について

継続審査分

- 日程第42 議案第144号 由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について

追加日程

- 日程第1 発議第2号 由布市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第2 発議第3号 由布市議会会議規則の一部改正について
- 日程第3 発議第4号 日豪EPA交渉に関する意見書
- 日程第4 発議第5号 療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書
- 日程第5 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第6 議員派遣の件について

出席議員（25名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 小林華弥子君 | 2番 高橋 義孝君 |
| 3番 立川 剛志君 | 4番 新井 一徳君 |
| 5番 佐藤 郁夫君 | 6番 佐藤 友信君 |
| 7番 溝口 泰章君 | 8番 西郡 均君 |
| 9番 淵野けさ子君 | 10番 太田 正美君 |
| 11番 二宮 英俊君 | 12番 藤柴 厚才君 |
| 13番 佐藤 正君 | 14番 江藤 明彦君 |
| 15番 佐藤 人巳君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 利光 直人君 | 18番 小野二三人君 |
| 19番 吉村 幸治君 | 20番 工藤 安雄君 |

21番 丹生 文雄君
23番 生野 征平君
25番 久保 博義君

22番 三重野精二君
24番 山村 博司君

欠席議員（1名）

26番 後藤 憲次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 衛藤 重徳君 書記 衛藤 哲雄君
書記 吉野 貴俊君

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	助役	森光 秀行君
教育長	二宮 政人君	総務部長	二ノ宮健治君
総務課長	秋吉 洋一君	総合政策課長	野上 安一君
行財政改革室長	相馬 尊重君	財政課長	米野 啓治君
国体準備室長	工藤 浩二君	産業建設部長	篠田 安則君
建設課長	荻 孝良君	水道課長	目野 直文君
健康福祉事務所長	今井 干城君	福祉対策課長	立川 照夫君
健康増進課長兼健康温泉館長			大久保富隆君
保険課長	佐藤 純史君	環境商工観光部長	小野 明生君
環境課長	麻生 哲雄君	商工観光課長	吉野 宗男君
挾間振興局長	後藤 巧君	庄内振興局長	大久保眞一君
湯布院振興局長	佐藤 純一君	教育次長	後藤 哲三君
学校教育課長	太田 光一君	生涯学習課長	甲斐 裕一君
体育振興課長	佐藤 省一君	消防長	二宮 幸人君

午前10時00分開議

議長（副議長 久保 博義君） 皆さん、おはようございます。今期定例会も本日が最終日でございます。議員各位には連日の御審議並びに現地調査などでお疲れのことと存じますが、本日も

よろしくお願いを申し上げます。

後藤議長は、療養中のため欠席でございます。したがって、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長の私が議長の代理としてその職務を務めたいと思います。

ただいまの出席議員数は25人です。後藤議長が欠席でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より市長、助役、教育長及び各部長、関係課長の出席を求めています。

ここで、水道課より訂正の申し出がございましたので発言を許します。水道課長。

水道課長（目野 直文君） おはようございます。水道課長です。

お手元に配付をしておりますが、議案第49号、32ページの差しかえということで差し上げておりますが、32 議案の第49号、32ページ、平成19年度由布市水道事業会計資金計画であります。8番議員さんより、受け入れ資金で前年度未収金で今までは前年度貸借対照表の未収金と一致していたのだがという御指摘が、御質問がございました。

これまでに協議及び調査の結果、事業収益にいたしましては前年度決算見込み額4億9,089万3,000円を4億649万円、前年度未収金を2,704万8,000円を1億1,045万1,000円、当年度予定額を4億9,431万3,000円を4億1,001万3,000円、前年度未収金2,800万円を1億1,230万円増減の342万円を352万3,000円、未収金を95万2,000円を84万9,000円とするのが望ましいこととなりました。それぞれにお手元の方に差しかえ分をお渡ししておりますが、訂正方をよろしくお願いたします。大変御迷惑をおかけしますが、よろしくお願いたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、総務部長。

総務部長（二ノ宮健治君） おはようございます。先般の御質問の中でいただきましたことについて検討いたしまして、少し変更したいということで、大変申し訳ありませんが議案第41号一般会計予算書をお開きください。これの11ページです。一般会計予算書の11ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為でございます。その由布市特別小口融資損失補償の限度額の欄に5,000万円掛け100分の10という式が入ってます。この予算書としてはこれおかしいんじゃないかという御指摘がありまして、この式、「5,000万円掛け100分の10は」までを消していただいて、一番最後の「以内」を消して、ここは500万5,000円の1,000円、500万円ということをお願いしたいと思います。式と一番最後の「以内」を消して、5,000の1,000円の500万円でございます。

それから、115ページの給与の説明書の中でございます。右、一番右に代表的な職種ということで、「行政職」と「技能労務職」というふうになっております。この「技能労務職」を「公安

職」に変更していただきたいと思います。「技能労務職」を「公安職」に。

それから、議案第31号、32号、33号につきまして、これは環境衛生組合、それから市町村会館、退手組合。議案第31、32、33号です。これはもう、さきの臨時会のときから8番議員の御指摘がありまして、自治法の中の、ここでは286条第1項ということ掲げてますが、さらに、同法第290条の規定により議決を求めるという項目を入れるのが本当だというようなことで御指摘がありました。私の方も市町村会館、退手組合、それから県等もいろいろ合議をしたんですが、8番議員が御指摘のように、そういう入れの方がよりの確であるというふうなことをいただきましたので、後で変更分を配らせていただきたいと思います。

それぞれ規約を別紙のとおり変更することについての後に、「同法第290条の規定により議会の議決を求めると」という、自治法の中の290条の規定がここに、3本とも入らせていただきます。そのことについて後で、次の休み時間に変更分をといますか、訂正分をお配りしたいと思います。大変済みません。よろしく願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第7号により行います。

議長（副議長 久保 博義君） まず、日程第1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました議案4件、陳情1件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 文教厚生常任委員会委員長、溝口です。

本委員会に付託の請願1件、陳情1件を、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

審査は、3月16日、湯布院庁舎にて行いました。

まず、請願ですが、受理番号4、件名、健康温泉館の存続に関する請願について報告をいたします。

委員会の意見は、健康温泉館の存在価値は、温泉を利用した水中運動療法を取り入れた高齢者の介護予防や健康づくりにあることは周知のことです。その結果として、合併前の湯布院町における国民健康保険の療養給付費は、同規模の自治体比較では2割から3割も低いという効果を見せていました。この観点から、由布市においても、市民の温泉館活用で療養給付費の削減を図ることは可能と思えます。そのためには由布市が、水中運動療法の推進と普及を図るため、市の直営で温泉館の存続を願う請願趣旨に賛同できます。

また、どうしても直営が不可能なら、健康増進施設として、指定管理者制度の導入を図り、営

利追求の娯楽施設を拒否するというのもこの文脈から妥当と考えます。

由布市としては、こうした温泉館利用者の意向を踏まえ、明確な温泉館の位置づけを行い、温泉館までシャトルバスのルートを延長するなど、市民の啓発を行い、国保、介護の保険給付費削減を推進するべきと考え、本請願を採択と決しました。

続きまして、陳情についてですが、受理番号1、件名、療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業の充実等を求める陳情書について報告します。

療養病床の廃止・削減計画が実施されると、行き場のない療養難民や介護難民の増加は想像にかたくないところです。一方、この削減計画で目標化されている医療の必要性が低い高齢者に対する老健施設や居住系サービス、在宅での適切な介護サービスの事業展開が実現すれば難民化は避けることが可能となります。ただし、そのためには、介護サービスを受けている在宅の高齢者が医療を必要とする事態に陥ったときに、居宅まで往診してくれる医師が不可欠となります。その手だてを講じていく経過措置期間を6年間置いて、平成24年3月までに再編成することになっています。

以上の状況にかんがみ、平成24年3月までの間に地域特性を踏まえた対応ができるよう、国と市町村が十分な連携、意見交換を図り、地域の関係団体とも調整し、第4期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画等でサービスの充実を図りながら質の低下を回避するべきと考えます。よって、本陳情の趣旨に対しては一部採択として、1つ、療養病床の削減見直しと再編を住民主体の見地に立つて行うこと、2つ、介護保険事業においては、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させ、安心して暮らせるようにすることの意見書を提出いたします。

以上で提案1件、陳情1件の審議結果の報告を終了いたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会に付託されました請願2件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程が平成19年3月12日、19日の2日間、審議者は以上のとおりでございます。

現地調査、平成19年3月12日、1、市道宇南小松台線改修について、2、市道中村柏野循環線の改良について、以上2件について現地調査を行い確認をいたしました。

委員会は、第3委員会室におきまして、担当課は建設課でございます。

受理番号1、受理年月日、平成19年2月14日、件名、市道宇南小松台線改修について、現地において、請願者代表小松台自治会長ほか2自治会長並びに担当課より請願の趣旨、改修の必要性等との要望事項の説明を受けました。

この道路は総延長約400メートルあり、幅員が狭く、急勾配も多く車両の離合等に大変苦慮しているのが見受けられます。朝・夕の通学時、小松寮への通勤時、梨団地の出荷時、コミュニティバスの通勤時に大変支障を来しているのが理解できます。審議の結果、採択といたしました。

次に、受理番号2、受理年月日、平成19年2月16日、件名、市道中村柏野循環線の改良について、現地において、地元柏野自治委員、関係地権者、関係各位の出席のもと詳細な説明を受けました。挟間町の中心部に位置し、総合グラウンド、県消防学校等の施設を有し、公的施設の建設に寄与されていることは十分理解できます。

しかしながら、当自治区内の環境整備は進んでおらず、有事の際の車両通行、さらには生活道路としての利用に大変苦慮しているのが現状であります。長年の懸案事項であった地区民の総意もこのたび合意に至った旨の報告も受け、早急な住民の安心・安全を確保するためにも改良の必要性が認められますが、当委員会として審議するにあたり、財政面上、請願書添付図面、局部改良工事その1と局部改良工事その2（道路事情により土地提供者の案分の提供では困難であり、片側だけの改修方を条件つき）にて採択といたしました。

以上で報告を終わります。失礼しました。先ほどの受理番号1の分は宇南に訂正をさせていただきます。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済委員会の請願の審査報告を行います。

受理番号3番、日豪EPA交渉に関する国への意見書の提出をお願いする請願書、本委員会は、3月14日第1委員会室に委員全員が出席し、請願者の由布市肉用牛生産者連絡協議会長の二宮崇徳氏から請願の趣旨について詳細な説明を伺いました。

本委員会は、3月16日第1委員会室に委員全員が出席し、この請願について審査を行った結果、採択することに決定いたしました。

同様の意見書は既に衆参両院でも決議されて、関係機関に申し入れられているみたいですが、地方自治体としても皆さんの御賛同がいただければ由布市から意見書を関係機関に送付したいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより審議に入ります。

まず、請願受理番号1、市道宇南小松台線改修についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号 1 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり、決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、請願受理番号 1、市道宇南小松台線改修については、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号第 2、市道中村柏野循環線の改良についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号 2 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり、決定することに賛成諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、請願受理番号 2、市道中村柏野循環線の改良については、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号 3、日豪 E P A 交渉に関する国への意見書の提出をお願いする請願についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号 3 を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、請願受理番号 3、日豪 E P A 交渉に関する国への意見書の提出をお願いする請願については、委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、請願受理番号4、健康温泉館の存続に関する請願についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 私も温泉館の意義はそういうことだと思うんですけど、委員長にお伺いしたいんですけども、この議会の議論の中でもそれと異なる意見が過去たびたび出たかと思います。委員会の中ではそういう意見は全く出なかったんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 8番議員にお答えいたします。

多分それは公債費のことに關してだとは思いますが。経営に關しての問題点は、公債費の公負担ということで議論にはなります。

しかし、それを補って余りある効果を期待するという点での委員会の意見は一致ということでございますので、了解願いたいと思います。

議員（8番 西郡 均君） はい。わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願受理番号4を採決します。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、請願受理番号4、健康温泉館の存続に関する請願については、委員長の報告のとおり、採択することに決定いたしました。

次に、陳情受理番号1、療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実を求める陳情についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情受理番号1を採決します。この陳情に対する委員長報告は一部採択です。この陳情は委員長報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、陳情受理番号1、療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険事業等の充実を求める陳情書については、委員長報告のとおり、一部採択することを決定いたしました。

以上で、請願・陳情については終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから、日程第41議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算について、並びに先般の平成18年第4回市議会定例会において、継続審査となっております、日程第42議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてまでの41件を一括議題とします。

付託しております諸議案について、各常任委員長にそれぞれの議案審議にかかわる経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務常任委員長、生野征平君。

総務常任委員長（生野 征平君） おはようございます。総務常任委員会審査報告書。

日時、平成19年3月12日、13日、14、16、19日の5日間で行いました。午前9時30分より15時まで。場所は、庄内庁舎3階会議室で行います。

総務常任委員会に付託の議案について、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則103条第の規定により報告します。

事件の番号、議案第4号由布市民憲章の制定について、議案第5号由布市の花、木、鳥の制定について、審査の結果、原案可決すべきものと決定しております。

上記の2議案について、由布市合併1周年を記念して、すべての市民の生活理念となる由布市の市民憲章、そして市のシンボルとなる市の花、市の木、市の鳥を制定することになります。制定に当たり、市長の諮問機関として市民憲章等検討委員会を設立、委員を公募し、一般及び有識者計10名で構成されております。市報ゆふ9号で市の花、木、鳥を一般公募、市報ゆふ12号で市民憲章の案について意見募集をしております。7回の検討委員会を経て市長に答申、条例制定するものであります。審議の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号由布市基本構想並びに基本計画について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。経過及び理由、由布市基本構想並びに基本計画、あわせて基本計画分野別計画について、詳細にわたり担当課から説明を受けました。由布市のまちづくりの羅針盤となるべき総合計画は、旧3町の総合計画、合併時に作成したまちづくり計画、新市建設計画などを基軸にして、市民の

意見を踏まえ策定された旨の説明がありました。

本基本構想並び基本計画は、「ゆふの森林構想」「未来YUFUプラン」として町の将来像を、「地域自治を大切にした 安全・安心な日本一住み良いまち・由布市」として、今後の由布市の市政運営の基本方針にふさわしい内容で作成されております。

当委員会としてはこの総合計画は、絵に描いたもちにならないように、全職員が熟知、市民とともに協働の精神により、実行可能な基本構想、基本計画として実現されることを強く望み、次の意見をつけて、全員一致で原案のとおり可決しております。

1、本基本構想並びに基本計画は、由布市のまちづくりの指針であることから、行政内部に関連する計画策定や行政運営を常に本基本構想並びに基本計画を基軸にすること。

2、基本計画並びに基本計画の振興や計画的な事業の実行、実現するための実施計画については、必要に応じ市議会や市民に可能な範囲で提示すること。

次に、議案第7号地方自治の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、原案可決すべきものと決定。経過及び理由、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、由布市の関係条例を整理するもので、主な内容は、「助役」を「副市長」に、「収入役」を「会計管理者」に、「吏員」を「職員」に改正するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号由布市副市長定数条例の制定について、審議の結果は、原案可決すべきものと決定しました。経過及び理由、地方自治法の一部改正により、副市長の定数を条例で定めることとされたため、副市長の条例定数を定めるものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号由布市人事行政の運営等の公表に関する条例の制定について、結果は、原案可決すべきものと決定しております。地方自治法の規定に基づき、地方公共団体における人事行政の運営等の状況を由布市民に公表可能にするための条例制定であります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定について、原案可決すべきものと決定いたしております。経過及び理由につきましては、企業立地を促進するため必要な助成措置を講ずるとともに、地域経済の活性化並びに新たな機会創出による雇用の増大を促進するため、新しく由布市企業等立地促進条例を制定するものであります。

当委員会としては、慎重審議の結果、次の意見を付して全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

1、事業対象の基準等（総額5億円以上）については、緩和を含めて柔軟性を持って対象企業とすること。

- 2、本条例の審査機関の検討機関に、市民、学識経験者等参画の仕組みを検討すること。
- 3、事業対象企業の将来の継続性を担保できるような対策を講じること。
- 4、企業立地の指定、公害防止と既存の条例を守るよう規則で定めること。

次に、議案第11号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。経過及び理由、上記2議案については、厳しい財政状況に対応するため、由布市職員に支給する住宅手当の限度額の引き下げ並びに由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償を減額するための条例の一部改正であります。全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第16号由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正、議案第17号由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正、審査の結果は、原案可決すべきものと決定いたしております。経過及び理由、上記2議案については、平成19年4月1日より、由布市連合消防団から由布市消防団に移行するための条例の一部改正であります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第32号大分県市町村会館管理組合の規約の変更、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。経過及び理由は、地方自治法の一部改正に伴い収入役を会計管理者に、同組合規約の一部を変更するものであります。全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について、審査の結果は、原案可決すべきものと決定。経過及び理由、大分県退職手当組合に、平成19年4月1日付、玖珠九重事務組合が加入することにより、同組合の規約の一部を改正するものであります。全員一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算について、審査の結果、原案可決すべきものと決定。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億4,300万円と定めたものです。総務常任委員会に所管します関係課長並びに関係職員の出席を求め、詳細な説明を受け審査をいたしました。

まず、歳入予算の主なものとしては、1款市税39億1,952万円で、うち市民税15億2,360万円、固定資産税20億1,936万6,000円、たばこ消費税1億9,198万2,000円、入湯税1億1,130万1,000円ほか、2款地方譲与税2億4,526万1,000円、自動車重量譲与税1億8,053万9,000円ほか、6款地方消費税交付金3億5,461万6,000円、11款地方交付税4億7,000(「47億」と呼ぶ者あり)

47億8,062万7,000円、14……（「14款」と呼ぶ者あり）大変済みません。この線を入れたもんですからなかなか見にくくて。次回からはこの線をとります。（笑声）マニュアルの出された方が線がありましたんで、まじめにそのとおりしまして。とてもが見にくくて、どうも順番が狂うような感じがします。どこまで行ったかな。（「14款」と呼ぶ者あり）14款使用料及び手数料で総務手数料1,997万3,000円、総務手数料2,511万4,000円、15款国庫支出金総務費国庫補助金1億2,180万9,000円、16款県支出金総務費県補助金1,538万8,000円、総務費県委託金7,242万円、19款繰入金2億1,449万7,000円、20款繰越金1億5,000万円、22款市債総務債5億6,520万円となっております。

次に、歳出予算の主なものとしては、1款議会費で議員報酬等ほかで1億8,839万9,000円、2款総務費で23億1,079万3,000円で総務管理費の一般管理費で職員給与退職手当組合負担金ほか14億6,810万4,000円、財産管理費で委託費ほか1億7,167万円、企画費コミュニティバス運行業務委託料で1億2,266万2,000円、徴収費で土地評価システム委託料5,753万2,000円、選挙費で参議院議員選挙費ほか2,216万円、9款消防費で6億6,866万1,000円、うち常備消防費で職員給与退職手当組合負担金で6億223万6,000円、非常備消防で消防団員報酬5,728万6,000円、12款公債費元利子償還金20億1,573万6,000円が主なものとなっております。

委員全員慎重に審議した結果、当初予算については次の意見を付して賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

今年度の予算編成に当たっては、昨年度比5億円の削減予算となっておりますが、依然繰越金、繰入金、市債等で調整するという厳しい予算編成となっております。今後は、地方交付税等の伸びも期待されず職員数も削減される中、事業の選択と集中の結果が市民へのサービス低下につながるないように向後 向かう後ですね。向後、強い行財政改革に取り組むとともに、活発な行政活動の推進と自立した財政運営を求めます。

また、地域振興費については、昨年度と同額の2,000万円の配分となっておりますが（「200万円」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（笑声） 済みません。間違いました。（発言する者あり）同額の200万円の配分となっておりますが、今後地域活性化及び地域振興局の充実を図る必要があり、本課と地域振興局のシステムの見直し、効率的な予算配分を求めます。

以上、14議案について、審査の意見と経過を報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、文教厚生常任委員長、溝口泰章君。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 平成19年第1回定例議会における文教厚生常任委員会での審査の報告を申し上げます。

当委員会に付託された諮問2件、議案19件の審査を行った結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

審査の日時は、平成19年3月12、13、14、15、16、19の6日間です。場所は、湯布院庁舎会議室、挟間庁舎第2委員会室、庄内庁舎中会議室にて行いました。出席は私と田中副委員長、高橋委員、佐藤友信委員、江藤明彦委員、山村博司委員の6名と担当部課長、職員です。

委員会審議日程の詳細は以下のとおりとなっておりますので御一読ください。

まず最初に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、人権擁護委員の任期が満了するため、御手洗篤雄氏の再任を諮問するものであります。審議の結果、御手洗篤雄氏を適任と答申することに決定しました。

続きまして、諮問第2号、同じく人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、同様の理由にて平野薫則氏の再任を諮問するものであります。審議の結果、平野薫則氏を適任と答申することに決定しました。

次に、議案第14号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてですが、国の医療制度改革大綱により、後期高齢者の独立した医療制度を創設し、医療適正化計画の抜本的改正を踏まえて早期に地域間の税率不均衡を解消し、三賦課方式均一課税に移行するためのものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についてですが、使用料の改正により収益の向上を図るためのものです。金額とともに年齢区分や貸し水着、タオル等の扱いも改正しており、利用者の混乱が予想されます。審議の結果、利用者にわかりやすい職員の説明方法や館内の料金提示表での対応で、混乱を生じないような方策を講じるよう意見を付し、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第18号です。由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正についてです。学校施設の使用料及び徴収事務の均衡を図るためのものであり、値上げではなく料金や減免措置の統一を図るものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第19号由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正についてです。路線バスの廃止に伴い、汽車、自転車を利用する中学校生徒に対する補助に関する条例の整備です。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてです。スポーツセンターの人工芝競技場開設及び炊飯場、登山駐車場の使用料の設定に伴う使用料の一部改正を行うものです。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第21号由布市体育センター条例の一部改正についてです。由布市挟間体育セン

ターを由布市体育センターと改め、使用料を1時間単位の料金システムに変更して統一を図るための一部改正です。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第22号由布市民運動場条例の一部改正についてです。由布市民運動場の使用料を統一して利用に供するための一部改正です。審議の結果、議案20、21号についても同様ですが、改正に際しては関係する委員会、審議会、協議会等の関連機関との十分な協議を前提として改正に臨むよう、意見を付して原案可決すべきと決しました。

次に、議案第23号です。由布市川西、由布市立……済みません。ここ市立です。「立」が抜けております。文言訂正をお願いいたします。由布市立川西児童体育館条例の一部改正についてです。川西児童体育館の使用料を1時間単位の料金システムに変更するための一部改正です。審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第24号由布市B&G海洋センター条例の一部改正についてです。

挟間B&G海洋センターについては、温水、暖房に伴う維持費の高騰に対する使用料の改正、湯布院B&G海洋センターについては、挟間との利用者区分及び料金設定の調整を図るための使用料の一部改正です。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第25号由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてです。

由布市挟間高齢者等就業支援センターの指定管理者に、由布市シルバー人材センターを指定するものです。

審議の経過の主たる論点を挙げますと、行財政改革の一環である民間活力導入を図ること自体は、緊急の課題と認識します。しかし、早急に事を運び、指定管理者の負担や挫折を招くことは回避しなければなりません。

そうした中、シルバー人材センターの活動による「高齢者の生きがい創設」は、今後の福祉対策には不可欠の要件であり、その育成は喫緊の課題となっています。

こうした議論の中で、高齢者等就業支援センターの管理委託料は支払うべきでなく、シルバー人材センターの育成補助という位置づけにすべきであると、委員会見解に至りました。

したがって、行政は、シルバー人材センターの育成を図るためにも、周辺自治体に見られるよう、受注可能な公共事業の優先的発注を行い、事業者として体力のあるシルバー人材センターを育成し、全市的広がりを視野に入れて、将来的には自立した経営体にする必要を認めたところで

す。そのためにも、指定管理者の指定に際しては、管理委託料を廃し、指定当初は育成補助金とし、事業の成長展開に応じて補助の減額を行い、多くの収益を上げるようになれば、施設を買い取っていただく方向性を共通に認識し、協定を結ぶべきという結論に至りました。

審議の結果、以上の意見を付して、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第26号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定についてです。

由布市庄内老人福祉センターの指定管理者に、NPO法人「ゆふのA I」を指定するものです。

本議案と議案第27号とは関連し、観光経済常任委員会と合同で委員会を開き、担当課及び指定管理者の意見等、聴取いたしました。

その中で、指定管理者の老人福祉センターを活用した福祉事業への取り組みは、熱意と使命にあふれており、高く評価するところとなりました。NPO活動の際、在宅高齢者の訪問活動中に、デイサービス料金が支払えず、ひとり自宅にいる高齢者に、何とかして介護予防の運動をさせてあげたい。そのためにも、老人福祉センターを活用したNPO活動で、在宅の経済的困窮高齢者への生活訪問と受け入れ場所を確保して、ふれあいサロン、地域密着型通所サービス、出前話し相手、高齢者生活支援隊、子育てサロン、作業員派遣等の予定事業を実現したいという構想を認めるところです。

しかし、19年度の収支計画から、既に203万円の赤字計画では、漸次、赤字は減少する計画とはいえ、事業の継続性を疑問視せざるを得ず、不安要素の解消のためにも、社会福祉協議会や福祉施設との協議と連携が不可欠であり、事業計画や収支計画の見直しが必要です。

さらに、城ヶ原農村公園との連携に関しては、単に合宿や研修などとした計画にとどまらず、独自性と個性的な事業展開を上記の福祉サービスと関連させることにより、展開させるべきと考えます。

審議の結果、上記意見を付して、原案可決すべきと決しました。

また、議案第25号、第26号とも、公募によらない指定管理者の選定ということから、委員会審議において疑念が生じることとなりました。指定管理者制度の導入に際しては、すべての案件を公募とする入り口から始まるべきとの意見が出ていることを申し添えます。

次いで、議案第30号事務の委託の協議について「中津市」、証明書等の交付等の事務を中津市との間で相互に委託して実施するためのものです。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第31号由布大分環境衛生組合理約の変更についてです。

地方自治法の一部改正に伴い、由布大分環境衛生組合の規約を変更するものです。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についてです。

平成19年度由布市一般会計予算を歳入歳出それぞれ18年度比較で3.7%、5億4,100万円の減額で、140億4,300万円と定めるものです。

本委員会にかかる主な歳出は、款別には、3款民生費1億8,506万7,000円増額の

43億597万6,000円、4款衛生費、2,859万2,000円増額の、14億7,279万2,000円、10款教育費2億9,525万円減額の12億2,297万3,000円となっています。

3款民生費に関しましては、介護予防・地域支え合い事業1,800万円、喜寿、米寿、百歳記念商品券498万5,000円、障がい者福祉券1,350万円、放課後児童健全育成委託料2,787万1,000円など、温かい取り組みが伺えます。

ただ、商品券に関する苦情もあり、せっかくの措置が裏目に出してしまうことのないよう、手だてを講ずる必要があります。

また、障害者自立支援法に関連して、施設の形態変更が余儀なくされる事態が想定されます。行政の指導で事業所の混乱を防ぎ、障がい者の不安を取り除くよう、指導方お願いいたします。

同様に、小松寮、寿楽苑の今後についても、入所者の心情にも配慮した方針の慎重な検討と取り組みが不可欠です。

4款衛生費に関しましては、食育推進計画策定委員会が設けられ、食育への取り組みが行われますが、食事を通して子供に教育するという観点ではなく、子供の成長が、食を通じて、どう促進されたり阻害されたりするのか。子供を取り巻く周囲に喚起を促すことが趣旨であることを確認したいとの意見が出ています。

ごみ収集処理に関しましても、分別収集の徹底がなされない場合には、予想を超える処理費の負担が発生します。ごみの減量化、再利用、再生を周知して、ごみ持ち込みを減らし、負担金の軽減を図る必要を委員会で認めたとところです。

次いで、10款教育費に関しましては、市教育振興会負担金272万円、教職員研修費補助金136万8,000円について、任意団体である由布市校長会の要望で計上されていますが、用途あるいは成果報告を求めておらず、不明瞭な点が指摘されました。改善を求めます。

また、学校給食費、給食センターにかかる設計管理委託料2,496万5,000円、地質調査委託料106万円について、建設にかかる策定委員会の検討、協議内容を市民に周知した上で予算を計上すべき、との意見が出ております。

社会教育費のゆふの丘プラザ危険箇所手すり設置工事費83万7,000円は、指定管理協定内容と照会すべきだとの意見が出ております。対応方、お願いいたします。

最後に、国体リハーサルに関して、由布市の名を広め、交流人口の増加につながるイベントにするよう期待がかけられている旨、申し添え、審議の結果、上述の諸点にわたる意見を付して、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第42号平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算についてです。

平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ38億2,206万

6,000円と定めるものです。

主な歳入は、国民健康保険税8億8,076万8,000円、国庫支出金10億1,695万円、療養給付費交付金7億7,073万5,000円、共同事業交付金3億8,779万9,000円、一般会計繰入金3億8,291万8,000円、基金繰入金2億円ちょうどとなっています。

主な歳出は、保険給付費24億8,093万4,000円、老人保健拠出金6億6,862万6,000円、介護納付金1億8,146万3,000円、共同事業拠出金4億1,505万5,000円等です。

また、新規事業として、予防検診等の義務づけにかかる特定健康診査事業費が1,490万8,000円となっています。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第43号平成19年度由布市老人保健特別会計予算についてです。

平成19年度由布市老人保健特別会計予算を歳入歳出それぞれ48億5,504万2,000円と定めるものです。

主な歳入は、支払基金交付金24億8,503万4,000円、国庫支出金15億8,000万円、繰入金3億9,500万円等です。

主な歳出は、医療諸費48億5,503万4,000円となっています。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第44号平成19年度由布市介護保険特別会計予算についてです。

平成19年度由布市介護保険特別会計予算を歳入歳出それぞれ28億9,391万3,000円と定めるものです。

主な歳入は、介護保険料4億4,428万1,000円、国庫支出金7億5,380万8,000円、支払い基金交付金8億7,101万8,000円等です。

主な歳出は、保険給付費27億7,493万4,000円、地域支援事業費6,389万1,000円となっています。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第46号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてです。

平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を歳入歳出それぞれ1億1,181万3,000円と定めるものです。

主な歳入は、繰入金9,048万8,000円、使用料1,989万2,000円です。

主な歳出は、農業集落排水事業費3,658万3,000円、公債費7,473万円となっています。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次に、議案第48号平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算についてです。

平成19年度由布市健康温泉館事業特別会計予算を歳入歳出それぞれ1億3,322万5,000円と定めるものです。

主な歳入は、健康温泉館収入3,023万円、繰入金1億249万5,000円です。

主な歳出は、健康温泉館費6,175万6,000円、公債費7,099万5,000円となっています。

審議の結果、原案可決すべきと決しました。

次いで、平成18年第4回由布市議会定例会において、本委員会に付託の事件で、継続審議となりました議案144号を次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定について、陣屋の村歴史民俗資料館の存在価値については、これを指定するところではありません。しかし、本議案第144号の提案に際しては、まず、陣屋の村を所管する農政課が、当該施設の移管を可能とする条例改正を上程、可決の後、本委員会がさきに指摘した4点を農政課、生涯学習課、指定管理者の3者間で協議して条件を整え、生涯学習課が移管の条例制定を上程するのが手順と考えます。

陣屋の村を所管する農政課における条例整備が専決であり、審議の結果、本委員会としては原案否決すべきと決しました。

以上で、本委員会に付託された諮問2件、議案19件、継続審査1件の審議結果の報告を終了いたします。

議長（副議長 久保 博義君） ここで暫時休憩します。再開は11時15分。

午前11時05分休憩

.....
午前11時18分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

次に、建設水道常任委員長、佐藤正君。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） それでは、建設水道常任委員会の審査結果の報告を行います。

本委員会に付託された議案4件の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告をいたします。

審査状況でございますが、日程が平成19年3月12日、15日、16日、19日の4日間でございます。

審議者、佐藤人巳議員、工藤安雄議員、吉村幸治議員、利光直人議員でございます。

委員会、第3委員会室におきまして、担当課は、建設課、水道課、契約管理課、各関係課長並びに担当者同席のもと、説明を受けました。

議案第41号平成19年度由布市一般会計予算について、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億4,300万円と定めるものです。当委員会に関する案件について、各担当課より詳細な説明を受けました。

歳出の主なものとして、8款土木費2目道路新設改良費13節委託料9,310万円については、向原別府線ほか6路線の測量設計によるもので、15節工事請負費3億3,041万8,000円については、向原別府線3,000万円、日出生台塚原線5,942万5,000円、ほか7路線の工事を行うもので、17節公有財産購入費9,705万円は、向原別府線七蔵司工区、北方工区4路線の購入費であります。

次に、8款土木費5項下水道費1目公共下水道費13節委託料110万円について、この事業は、挟間地区公共下水道事業が、平成8年から平成14年まで実施され、平成15年度より、この事業を一時中断しており、その中断が5年間と設定され、期限が平成19年度となっております。この事業を継続するのか否か、ここで大きな決断をしなければなりません。

事業を継続した場合の総事業費、稼働後の管理費、加入戸数加入者負担額、市の財政負担等々、また、中止した場合、これまでの国庫補助金、起債の繰り上げ償還、該当3地区の既存集中処理槽改修費等々を精査し、結論を出す判断材料としての基礎資料の作成を行う事業計画策定業務の委託料であります。

当委員会において審議するにあたり、事業を続行するのであれば、こうした予算の必要性はない等々の意見も出され、判断に困難を極めました。

担当課長の再三の出席を求め、審議するにあたり、大規模な事業だけに、判断材料としての必要性、さらには中断期限が逼迫している中で、必要不可欠との意見に達し、慎重な審議を重ねた結果、賛成多数にて原案可決といたしました。

議案第45号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算について、審査の結果は原案可決すべきものと決定をいたしました。

歳入歳出の総額をそれぞれ2億4,111万7,000円と定めるものです。

歳出の主なものとして、総務管理費1億2,280万1,000円については、簡易水道一般職員4名分の人件費3,526万円、需用費2,126万6,000円のうち修繕費1,331万3,000円で、庄内地域の漏水修理費816万円、維持管理に伴う各種委託料1,890万8,000円、工事請負費、阿蘇野浄水場管理室外壁改修工事ほか12件3,669万4,000円であり、公債費として簡易水道事業債借入償還金1億1,531万6,000円が主なものであり、

歳入の財源の主なものとしては、水道加入負担金420万円、水道使用料1億2,435万4,000円、一般会計繰入金7,415万円、基金繰入金3,620万5,000円であります。

慎重審議の結果、原案可決といたします。

なお、先般、大分市水道局の消火栓移設の連絡ミスによる消火活動のおくれが生じ、初期消火ができず、死亡事故が発生したとの報道がなされておりました。こうした事故を防ぐためにも、当該担当課は、工事を行う際、報告義務等々、消防署との連携を密にし、市民の安心・安全な体制をとるよう、委員会として忠告をしておきます。

平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算について、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

経過及び理由、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,718万8,000円と定めるものです。

担当課より詳細な説明を受け、原案可決といたしました。

平成19年度由布市水道事業会計予算について、審査の結果、原案可決すべきものと決定をいたしました。

収益的収入・支出ともに5億4,982万4,000円と定めるものであり、収益的収入については、水道料金4億9,800万円、一般加入負担金2,085万円、上水道一般会計補助金1,166万7,000円、簡易水道一般会計補助金1,701万9,000円が主なものであります。

収益的支出の原水及び浄水費1億3,380万5,000円については、浄水場の管理に伴う人件費1,406万5,000円、水質検査委託料580万1,000円、浄水場汚泥処理及び沈砂池清掃委託料3,374万2,000円、活性炭入れかえ委託料1,200万円、塚原水源水量調査372万8,000円、浄水、取水場の電力料3,120万円が主なもので、減価償却費1億4,300万2,000円は、建物、構築物等々の有形固定資産及び水利権、利用権の償却を行う無形固定資産であり、企業利息として元金に伴う平成19年度の利息1億372万1,000円であります。

総掛かり費の9,473万1,000円については、通常施設維持管理費及び人件費等が主なもので、資本的収入については、消火栓建設受託金50万円、簡易水道市補助金（南部谷地区水道施設建設に伴う、平成19年度償還利息分市補助金）1,723万2,000円が主なもので、資本的支出については、水道管網図管理システム作成業務委託料750万円、上市地区配水管改良工事200万円、湯布院町川南御幸団地配水管布設がえ工事650万円、並柳配水地配水流量計の更新工事ほか4件2,928万円、緊急に伴う配水管布設がえ工事1,000万円、企業債償還金1億5,027万6,000円が主なものであります。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億517万6,000円は、建設改良積立金7,000万円、減債積立金3,000万円、過年度分損益勘定留保資金1億517万6,000円で補てんするものであります。

委員会の意見として、塚原水源調査については、有望な水源としての水量調査であると思われるが、100%由布市の水利に活用できるか、入念な調査を行うよう意見を付して、原案可決といたします。

以上で報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、観光経済常任委員長、西郡均君。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 観光経済常任委員会の西郡です。本委員会に付託された4議案の審査の結果について報告いたします。

議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正については、本委員会は、3月13日、第1委員会室において委員全員が出席し、議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正について、担当課の詳細説明を聞きました。

さきの12月定例会以降、担当の農政課が陣屋の村指定管理者と話し合った結果、駐車場やトイレの使用、不測の事態の対応など、問題はなくなったと考えるが、前回のこともあるので、3月16日午後4時30分から、庄内庁舎2階会議室で、文教厚生委員会と連合審査を行いました。

本委員会と文教厚生委員会との協議の結果、文教厚生委員会が指摘する農政課の条件整備のためには、本委員会で可決すると歴史資料館の公の施設の根拠がなくなるので、本委員会はこの議案を継続審査とすることにいたしました。

次に、議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について、本委員会は、3月12日、第一委員会室において委員全員が出席し、議案第27号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定について、担当課の詳細説明を聞きました。

城ヶ原農村公園は、天候に左右されるものの、昨年まで毎年平均して一定の収益を上げてきました。しかし、収益を生むことのできない老人福祉センターとの抱き合わせでは、将来的には管理が行き詰まると思われるので、NPOゆふのA Iの考えを直接聞くことにいたしました。

議案第26号庄内老人福祉センターの指定管理者の指定については、文教厚生委員会に付託されているので、議案第27号とともに、3月16日午後3時30分から現地を確認し、庄内庁舎2階会議室で、文教厚生委員会と連合で審査を行いました。

審査の結果、本委員会は、NPOゆふのA Iの決意と庄内振興局のNPO育成の考えを確認し、原案を可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償について、本委員会は、3月12日、

第1委員会室において委員全員が出席し、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償について、担当課の詳細説明を聞きました。

1980年の県営土地改良事業に施工同意した当該者は、工事の始まった1982年2月1日に死亡しており、相続する者も決まっていなかったのに、次々と基盤整備の工事をして、各工区ともに死亡した当該者の区域を含め、借り入れを行っています。連帯責任は工区民だが、皆さん、当該者分は放置していました。

こんなことが許されないことは当然ですが、債務補償している行政が税金で負担すれば済むといった安易な考えで、県、旧庄内町、旧庄内町農協、地元の工区民がそのままにしておりました。

3月19日、第1委員会室に工区の代表者、JAさわやか農協の職員を呼んで説明を聞いた結果、これから次々と同様の案件が議会に出されるといっているので、本委員会としては、原因の究明と責任の所在、土地に対する権利を問わずに債務補償だけをするということについて、もっと調査研究が必要なことから、原案を継続審査にすべきと決定いたしました。

次に、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についてであります。

平成19年度由布市一般会計予算のうち、本委員会が所管する歳入は、13款分担金及び負担金の農林水産業費分担金1,136万9,000円、負担金3,426万7,000円、14款の使用料及び手数料では、農林水産業使用料6万4,000円、手数料4万円、16款の県支出金、農林水産業費県補助金の2億3,505万5,000円、農林業県委託金14万3,000円、商工費県委託金5万円、17款の財産収入の用地貸付収入では63万1,000円、利子及び配当金は3,000円、21款諸収入の貸付金の元利収入358万8,000円、受託事業収入で810万円、雑入に農政課分として1,632万8,000円、農業委員会分として82万6,000円、商工観光課分として320万6,000円、それに22款地方債の農林水産業農道整備事業債1,420万円が歳入のすべてであります。

それに伴う歳出では、6款農林水産業費1目農業委員会費で4,893万3,000円、2目農業総務費で1億7,020万2,000円、3目農業振興費で2億9,908万3,000円、4目畜産業費で1億1,853万1,000円、5目農地費で7,543万円、2項林業費2目林業振興費で4,123万8,000円、3目林道事業費で613万7,000円、3項水産業費で1目水産業振興費41万2,000円、7款1項1目商工総務費で6,297万5,000円、2目商工振興費で2,562万3,000円、3目観光費で4,388万5,000円、11款の災害復旧費1目農業用施設災害復旧費303万円となっております。

本委員会は、第1委員会室に委員全員が出席し、3月12日に商工観光課、3月12日と13日に農政課からその予算について詳細な説明を聞きました。また、初日の3月12日と14日、16日には、現地の調査も行いました。

委員会としては、つぶさに検討した結果、本委員会が所管する事項については、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これで審議に入ります。

まず、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを（発言する者あり）。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） 大変恐れ入りますが、訂正方をよろしく願います。

議案第49号の一番下から5行目でございますが、私が、2億517万6,000円のところを「ニセン」というふうに読みましたので、訂正方をお願いしましておわびを申し上げます（発言する者あり）。

議長（副議長 久保 博義君） ついでに、それも訂正しとってください。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） たびたびで申しわけございませんけど、その上の1億5,027万6,000円の分についても訂正方を願います。

議長（副議長 久保 博義君） それでは、日程第2、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑はございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 本会議で尋ねましたけれども、この当事者が、学校教育にかかわっているときに、同和推進教員ということをやっていたと。不幸にして、大分県の同和推進教員というのは、文部省や教科書に書かれたこととは全く逆の、今は、部落民とかいないと。被差別部落などありませんよと教科書に書いているにもかかわらず、いまだに部落民がいる、被差別部落があるといった前提のもとで、解放教育を実践してきた人たちです。

したがって、差別を再生産、助長してきた当事者なんです。そういう人がふさわしいかどうかということの本会議でも追求いたしましたけども、委員会でそこ辺について検討がなされたのかどうか、そのへんだけを確認したいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 8番議員にお答えをいたします。

当該の御手洗さんにつきましては、もう4期を迎えて現在に至っている。そして、今、問題とされた、同和推進教員としての履歴に関する部分で、本委員会で議論がなされたのかということでございますけれども、当然、人権そして平和に対する学識の深さから、我々はそこを認めるところで、同和についての推進教員云々のところに関しましては、まあ疑義なしという形で納得したところでございます。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありましたので発言を許します。

原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 諮問第1号の人権擁護委員の推薦につき意見を求める件については、庄内町では問題になっていなかったかもしれませんが、挾間町では、この件については、かつて厳しく、やかましく言っておりました。

部落解放同盟の解放教育理論を学校教育の中で実践してきた、まさしく教科書の記述とは逆に、今でも被差別部落はある、あるいは部落民が存在するなどということを平気で言っている部落解放同盟の解放教育理論に同調して、差別を拡大再生産というか、助長してきた、そういう一翼担った人であります。責任は重大であります。したがって、そういう人に、人権、擁護を語る資格はないと、私は考えます。

以上で、反対討論を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。2番。

議員（2番 高橋 義孝君） それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思えます。

今、御指摘ありました解放教育理論、そういったことを実践、同調したということに関しては、否定はいたしませんけど、それに、本当にそういうふうにされてきたのかというのは、検証がまだまだ必要であるというふうに思います。

それと、やはり氏は、学校教育の中で、平和人権教育に鋭意取り組まれてきたという理解をしております。

で、社会から差別撤廃に対する姿勢は、人権擁護委員長として4年も務められてこられた実績を高く評価しなければならない。まあ、そういった観点から、氏を適任と判断し、私の賛成討論といたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案に対する委員長報告は適任としての答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です、よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推選につき意見を求めることについてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 平野氏については、同和推進教諭の記述がなかったんで、経歴的にそういうものがないかどうか調べてくれということをお願いしておりましたけれども、委員会の中で、その報告があったかどうかだけを確認いたします。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 8番議員にお答えします。

平野さんの職歴、履歴の中に、大分県立大分女子高等学校教諭ということで、そのほか中津北、三重、大分東、三重農業、大分雄城台というふうに、高校を歴任してございます。この高校には、同和推進の会はございませんので、そういう履歴が生じることは、まずございません。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第2号を採決します。本案に対する委員長報告は適任として答申です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり答申することに決定いたしました。

次に、日程第4、議案第4号由布市民憲章の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） いただいた、訂正された文書を読んでも、私たち由布市民は、みんなの幸せのために4つの誓いを果たすことに努めましょう。「4つの誓いを果たすことに努めましょう」という言い方が、どうも私、しっくりいかないんですね。それは、「ましよう」、「ます」の使い方をもう少し検討してほしいという願いはしたんですけども、その辺で、委員会としてどのような検討がされたのか、お伺いしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 23番。

総務常任委員長（生野 征平君） お答えをいたします。

これは、市民、まず、ちょっと待ってください。大きくは、市民にまず公募をする。市民の意見を一番大切にする。そういうことの発想でございます。そして、それについては、市民憲章等検討委員会も設置しております。しかも、有識者、計10名からなる委員会を設置して、市民に

公募をして、その中で非常に何回も協議をしながら、これが一番適切であろうと、そういうことから、委員会としても、せっかくの市民、これ、小学生も入れて公募があったんですから、尊重をしようということで委員やっておりますので、委員会としては、このように決めております。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。7番。

議員（7番 溝口 泰章君） 8番議員の質疑ともちょっと重なるかと思いますが、論調のところでの今言った全文で、「努めましょう」と、中身の4つの憲章が、「つくります」、「つくります」、「つくります」、「ます」という、この論調の整合というか、整え方が、今、委員長の答弁では、ちょっとやるべきなのか、やらないべきなのかという委員会での結論がちょっと理解できませんでしたので、もう一度済みませんが。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） これは、もう委員会としては、このようにすると、そういうことに決しましたので、もうそれ以上、ちょっといかないと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。2番。

議員（2番 高橋 義孝君） 本会議の質疑のときにも、私、お尋ねしました。その経過を委員会でどのように審議されたのかをお伺いしたいんですけども、もちろん、宣言や憲章の制定については議決を求めるということで、規約、規定されております。

で、その中に、当然、見直し廃止についても規定されているわけなんですけど、そのプロセスをどういうふうに、策定委員会が、いや検討委員会ですか、市民憲章等検討委員会が4月以降は、もう存在しないというふうな御説明であったかと思うんですけど、その後、見直しであるとか、廃止を検討する組織というのが、どのようなプロセスで行われるのか、それを委員会の中でどのように審議されたのかについてお伺いしたいというふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 非常に難しい、答えにくい問題ですけども、とにかく、まず市民の声が上がったと、この市民の声を、それを7回にわたって検討委員会が検討を重ねてきたと。で、じゃあ、それを優先しようじゃないかと。まあ、そういうことで、この市民憲章を設定したと。委員会では、そういうことを主眼に置いて検討しております。

以上であります。ですから、それから先については、プロセスとか何とか言われ出すと、非常にまたこれは、もう一回市民にこれをまた諮り直さなならんもんですから。まあ、委員会としては、このように決定しております。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに。2番。

議員（2番 高橋 義孝君） わかりました。じゃ、市民の声が上がれば、また見直しができるというふうなことで理解してよろしいんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） はい、そうでございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。原案の反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 憲章の前文は決意です。「何々何々します」でいいんです。あとは目標です。「しましょう」でいいんです。逆なんですよ、書いていることが。

それも含めて、点や丸を、まあ、丸は取っていただきましたけども、点やものについて、具体的な検証なんかきちんとされてないということで、簡単にこれを訂正できるということと同僚議員言われましたけれども、そんなもんじゃないんです。やっぱり一回定めて、やっぱり一番最高のものを定めようと今決議しているわけですから、そのようになるように、多少時間を置いてでもじっくり検討すると。そこ辺の配慮が必要だったというふうに私は思います。

恥も外聞もなく、とにかく出しゃいいんじゃないかな、そんなやり方で、性急に、あともそうなんですけども、可決する必要はないということで、反対をいたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 賛成の立場から討論をいたします。

「ましょう」と「ます」の整合性がとれてないということについて、さまざまな御批判や反対意見が出ましたけれども、私も、総務委員会の中でこのことを検証しまして、これについて担当課が調べたところに、憲章には、その決まった定型文というのはなくて、全国さまざまにいろいろな語尾を使っている憲章も実際にあると。どうして由布市の場合は、最初に「ましょう」で、後を「ます」にしたのかということにつきましては、検討委員会の中で、まず最初に市民の多くに呼びかけたいという文調を持ってきたいということ。で、その後の4項目については、ここは、強く決意を示したいということでこの語尾がいいのではないかという論議があったというふうに聞いております。

それぞれの町に合った、それぞれの市に合った語尾を使っていいということで、さまざまな文体がある中で、由布市はこれで行こうと決めたのですから、私は、そこを尊重をしたいと思いません。

また、定型につきましては、まあ、句読点については、詳細に検討した結果、差しかえがでておりますし、市民の皆さんに一刻も早くこういう市民憲章を提供することによって一つのビジョンを掲げたいという思いから、私は賛成いたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号由布市の花・木・鳥の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。7番。

議員（7番 溝口 泰章君） お尋ねします。

本会議でも質疑いたしましたが、この、花のコスモス選定に際しての理由づけといいますが、背景に文化とか歴史とかいった部分の欠如が私は感じられるんですけども、その辺の議論は、どのように委員会でなされましたか、お教えてください。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） お答えをいたします。

この、花と木、鳥、これについてもしっかり審議いたしました。で、市民からの要望の一番多かったのがコスモスです。で、コスモスについて、これどういう歴史があるのかと、なかなかそこまで調べたんですけども、非常に難しい問題があったもんですから、まあ、庄内の場合はコスモスで、今度ある、新しく国体もお迎えしようというような、非常にきれいなコスモスロードができておりますので、市民の一般の方も、そういうふうに、コスモスでもう常識的になっておるといようなことで、まあ、そこら辺のことで、そこまで審査をしております。歴史的な背景ちゅうと、ちょっと大分大学の先生でも呼んできてちょっとせんといかんんですけども、まあ、時間もありませんので、一応、由布市にマッチしたものだということでした。

以上であります。

議長（副議長 久保 博義君） 7番。

議員（7番 溝口 泰章君） では、今の答弁聞きますと、時間がないから今やるんだ。これはもうはっきり言いまして、ちょっと納得いかないの、その一言は言わせていただいて、質疑を終わっておきます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。（発言する者あり）委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 時間がないというのは、ついぼろっと口から出たものですから、これ、決して時間がないわけではありませんので。ただ、この、凡例とか背景とか、歴史的な背景ちゅうのは、非常になかなか難しかったものですから、そこまで行きつかなかったというのが現状でございます。

終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 提案そのものからちぐはぐなんですね。市民憲章には、皆さんにわかりづらい片仮名が使い混ぜ、同僚議員が指摘しました。ところが、この市の花、木、鳥は全部片仮名ですね。だから、ちぐはぐというか、何か統一されたものがない、そういうものを感じられないんですね。

せめて、漢字、平仮名に、括弧してこう片仮名書くぐらいの配慮がほしかったんですけども、いずれにしても、精査されたという雰囲気は、委員長の報告を聞いても全く感じられません。これも前議案と同様ですね。もう少し、そういう歴史的な背景も含めて、十分な検討を加えて、これで妥当かどうか、結論を急いで出す必要はないというふうに、時間をゆっくりとってやるべきだというふうに思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 賛成の立場から討論いたします。

十分に審議はし尽くしたと思っております。ただ、今回の議案につきましては、市の花をコスモスに、で、木をアラカシに、で、鳥をウグイスにしようという内容のことを決定する議案として審議をいたしました。

で、どうしてコスモスなのかというようなことで、在来種ではないというような議論も出ましたけれども、日本古来の在来種というようなことにこだわるよりも、市民がみんな親しみやすい、で、市内にそこかしこに咲いていると、その親しみやすさの方を優先した方がいいだろうという議論も行いました。

で、漢字表記あるいは平仮名表記についても意見が出ました。このことについては、それぞれ内容をこれにするというだけで、表記をするときに、例えば、市報に載せるときですとか、あとは、歴史を載せるときなどについては、漢字の表記ができればしていただきたいという意見を申し添えましたところ、それも検討したいというお返事でしたので、私は、この内容を、コスモスとアラカシとウグイスに決めるという内容については依存はないと思いますので、賛成いたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は13時。

午前11時57分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（副議長 久保 博義君） それでは、再開します。

文教厚生委員長から訂正の申し出がありますので、発言を許します。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 申しわけございません。先ほど、委員会審査報告の中の議案第23号、私、訂正を申し上げましたが、「由布市立」と言いましたけれども、もとのままに戻していただきたく思います。「由布市川西児童体育館条例」で、そのままでございます。

そして、もう一点ございます。議案の第43号でございますが、由布市老人保健特別会計予算の文言の、保健の「けん」の字が違いますので、老人保健は健康の「健」でございますので、申しわけございません、訂正方お願いいたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） それでは、日程第6、議案第6号由布市基本構想並びに基本計画についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 委員長にお尋ねをいたします。

大変膨大な資料で、ほんと大変だっただろうなあというふうに思うわけですが、合併前に、新市のこのまちづくり計画というものが、市民、まあ旧町民に配布をされたわけですが、この辺の内容と、今回の総合計画、基本構想ですね、基本計画等が大きく違っておるといふふうに認識するんですが、委員会の中で、その辺の詰めと申しますか、状況等を精査されたのか、お聞きしたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 新市の、合併前の新市の建設計画等も、委員会としても協議をいたしました。また、説明も受けました。で、結果的には、委員会の中のやり取りの中では、

新たに実施計画を、今回、今度につくるのであるから、その実施計画の中で、検討、調整、精査されたいんじゃないかと、そういう意見に達しております。意見が決まっております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 特に、この文言の地域別でしたか、その中の3地域を紹介する中で、それぞれの地域の表現が少しずれておるといふことも、本会議の中で私は質問したんですけど、その辺の訂正というか、提案者の考えについて委員会で正していただいたのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） こういう詳細については、一応、質問の要旨なり、紙で書いていただくと、今回、本当に正しい答弁ができます。ずっとずっとさかのぼって、小さな意見をもらっても、まあ、小さな意見じゃありませんけども、そういう意見もらっても、なかなかこの場で正確な判断、答弁ができません。

したがって、今まで通告書等がありますので、まあ、そこまでは行きませんが、ある程度内容のものをいただければ、しっかりした答弁ができると思っております。

多分、ここは、委員会でもやっております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） これは、各委員会にお願いをしたいと思うんですが、この質疑の中で、やはりそれぞれの議案に対しての質問項目、各議員がした場合は、それは、各、付託をされた常任委員会の中で、その質問に対してどう答えるかということもやはり話し合っていたきたい。逐一その委員会に出してほしいということですが、本会議の中で質疑をしておる分には、その委員会に質疑をしたというふうな認識を持っていただきたいと思うんですが、その辺のお考えは、委員長どうですか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 仰せのとおりでございます。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） これも、議案4号、5号と同じです。性急にすぐ可決しなきゃな

らんというもんでもなかろうと思います。なぜなら、実施計画を、3年計画があって、初年度の計画ですよというのならともかく、実施計画もあるかないかわからん、あるときには「ない」と言ったり、あるときには「ある」と言ったり、わけわからんことを言っているような状態ですから、基本構想そのものをすぐに可決しなきゃならんという理屈はない。

委員会にも、観光経済常任委員会にも、所管に係る部分について御説明がありました。字句でおかしいところも随分あったんで、同僚の委員からもこれを直すように指摘したんですけども、そういう文言の訂正一切できないということです。

そう考えると、一回決めてしまうと、やっぱり重要な文書ですから、それを性急にすぐ可決しなきゃならん、時間がないというようなことで可決しちゃならんというふうに思います。

先ほど、同僚議員の質疑の中にもあったように、やはり後にいろいろ問題を残すようなことがあるものについては、早目にやっぱり修正を加えるということをやるべきだというふうに思います。

なお、この基本構想、しょっちゅう改定してもいいわけですね。選挙があって、市長が出るたびにこれ変わっているのが世の常でありますから、大分市も、前の市長にかわって、今度の市長になって、改訂版が出ました。そういう点でいえば、市長は、そうかわることはないとは思いますが、まかり間違えばよくあることですから、次にはより立派なものになるだろうと思います。

私は、それに加えて、先ほど言った実施計画の部分についてでありますけれども、やはり今の情報公開の時代に、これは内部文書ですから提出できませんなどと、平気で本会議で答弁するようなことじゃいかん。議会を何ち考えちよるんかと思いますよ。そういう点でいえば、きちっと決定されるに至ったプロセスを証明するものでありますから、この19年度が、最初の、実施計画の初年度の予算書ですよという証明をするためにも、きちんと実施計画を出すべきだというふうに思いますけども、それをしない幹部職員や市長に対して苦言を呈して、反対討論といたします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 賛成の立場から討論いたします。

今、反対討論言われる議員の意見は、大変ごもっともだというふうには思いますが、まず、質疑にも出ておりましたけれども、地域別計画の、特に地域別計画の策定のところに当たりましては、委員会審議でも十分検討をいたしました。説明によりますと、各地域振興局単位で、地域審議会に諮問をしてつくったと。で、庄内については、合併直前に第4次総合計画をつくり上げているので、それを基本ベースにしていると。で、挾間と湯布院についても、過去の総合計画を土台にしながら、プロジェクトチームで素案を作成したと。で、全体の整合性については、合併前

の新市建設計画の路線からは大きくは外れていないというふうに判断をいたしました。

細かい文言につきましても、地域審議会の中で、基本的な考え方は変わっていないという認識の上に書かれたものというふうに判断をいたしております。

それから、早急に可決すべきではないということでもあります。確かに、市の一番基本となる計画書でありますから、大変重要なものですがけれども、今回につきましては、実施計画ができていないことについては大変問題であるとは思いますが、で、実施計画についてできているのかできていないのかを詳細に聞きただしましたところ、まだできていないということでした。

で、実施計画は3年ごとにつくるので、19年、20年、21年度の分をつくるけれども、実際には、19年度の予算ももう上程されておりますし、最初の実施計画は、20年、21年の2年分を中心にこれから策定すると。で、その分については、つくった段階で、ぜひ公開をしてほしいというふうに申し上げましたら、そうしますというお答えでしたので、実施計画が出てくることを前提に、私は賛成したいと思います。

さらに、委員会の中で意見も出しましたけれども、総合計画の随時のローリング、見直し、検証及び総合計画が今後実際にどのように推進されていっているのか、そういう推進状況の管理も同時並行で行っていくようにということを申し上げましたら、それもやっていきたいということでしたので、まあ、市長がかわらなくても、必要に応じて計画は見直しできていくものと思っております。私は賛成いたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立21名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第7号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第8号由布市副市長定数条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第9号由布市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第10号由布市企業等立地促進条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 委員長にお尋ねします。

本会議のときに、私は、5億円以上投資した企業だけに該当するのは、それは、中小零細事業者のやる気をそぐんじゃないかというふうに言いました。委員会の中でも、そのことについて検討されたかどうか、その辺のお答えをいただきたいんですが。（発言する者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 入っちゃんよ。入っちゃんよ。よう読んでもうろうたら入いっちゃんやがな。委員長報告では、これはもう既に終わりました。

当委員会としては、次の意見を付して賛成……

議員（8番 西郡 均君） ほんとじゃ。

総務常任委員長（生野 征平君） ということです。いいですか。これでいいですか。

議員（8番 西郡 均君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。西部さん、討論をしますか。

議員（8番 西郡 均君） はい、もちろん。

議長（副議長 久保 博義君） これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 先ほどは失礼いたしました。緩和を含めて柔軟性をもって対象企業とすることの意見を付しただけで、この条例そのものは通ってしまいます。通ってしまったら、そのことは変な格好なんですね、当局としては。だから、そういう点でいえば、これを修正するなりあるいはまた継続審査にして、内容を、やっぱり中小、零細事業者にも適用されるように、要するに、雇用が16人以上確保されれば、それで該当する、というような条例にすべきだったというふうに思います。

この、5億円以上については反対です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 賛成の立場から討論いたします。

大企業だけの優遇措置ではないかということについての御懸念はもっともですが、まずは、この条例は、では5億円がいいのか、3億円がいいのか、2億円がいいのかというところが、まだしっかりは定まってない。まずは5億円でやってみたい。

ただ、そのかわり、市内で、例えば庄内地域でしたら、過疎地域自立支援法ですとか、あるいは挾間でしたら、農村工業導入支援法などによる優遇措置があるので、中小企業に対してはそういう優遇措置で優遇ができると。で、まずは、この条例は5億円で施行してみて、状況を見ながら今後検討していきたいという状況でしたので、その状況を見ながら、今後引き下げを検討すべきだと思い、最初から5億円では悪いという根拠もないと思いますので、これで経過を見るべきだと思い、賛成いたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。（発言する者あり）

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第11号由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第12号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第13号由布市陣屋の村自然活用施設条例の一部改正についてを議題

としします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第14、議案第14号由布市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 予算とも関連するんですけども、本会議の質疑の中で、湯布院町の資格証明書を今日まで発行しなくて、保険証取り上げをしなかったという件については、予算なり、この条例の審議の過程の中で、そのことについての評価、あるいは、今後、それを導入するわけなんですけど、保険証取り上げを実際にやるわけなんですけども、そういうことについて検討、議論されたかどうか。もう既定事項としてそのまま見過ごすということなんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 8番議員にお答えいたします。

これは、善処を期待するというレベルでの御理解をいただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号由布市湯布院健康温泉館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号由布市連合消防団の設置等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第17号由布市連合消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

議員（8番 西郡 均君） 1つだけお尋ねします。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 本会議でも賛否両論分かれたんですけども、団員手当の出動手当ですね。それは、火災出動については、団長が、幹部がいいと言ったということに対して、団員議員が、ボランティアでやるから要らんという人もいれば、いやあ、それはやるべきだという人もいたんですけども、委員会でそういうことについて議論されたかどうか、お願いしたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

総務常任委員長（生野 征平君） 今の問題につきましても、詳細説明並びに質疑の時間もありませんし、そのときでしっかりと答弁をもらっていただきたいと思います。今ぼっと急に言われても、これ何じゃったんじゃろうかなというようなことで、せっかくの一般 会議の中での質疑の時間が何だったのかというようなことになりますので、ちょっと私も記憶にないんで、また改めて、あなたのところにお話に行きたいと思います。

以上でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） 同僚議員も指摘していましたが、本会議で質疑されて結論ちゅうか、話題になったことについては、できるだけ委員会の議論の中でそれを煮詰めてほしいという願いを私自身も申し上げまして、今後の課題にさせていただきたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） あっ、反対やないけん、（笑声）どうしようか。ああ、もう討論取り下げます。済いません。

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第18号由布市立学校施設の管理に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第19号由布市立中学校通学費の補助に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第20号由布市湯布院スポーツセンター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 19番です。これは、使用料の一部改正ということでの議案なんですけれども、これを今まで昼夜を問わず担当しておったのが、体育振興課なんですよね、この料金等の扱いはですね。そうした体育振興課が、今度なくなってしまうようなことをお聞きしておるんですけれども、そういう24時間体制のこの管理が、新しく付託をしようというか、任せようという課で対応できるかどうか、その辺まで委員会で話されたのかどうか、ちょっとお聞きいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 具体的には、その文言における担当課への質問は、委員会内ではやっておりません。

議長（副議長 久保 博義君） 19番、いいですか。19番。

議員（19番 吉村 幸治君） これは、条例だけにかかわらず、今後、やはり体育振興というものにも関係する部分でありますので、もう少しやはり慎重なる議案審議がお願いできたらなあという思いがしてなりません。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに、答弁要りますか。

議員（19番 吉村 幸治君） いいです。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第21号由布市体育センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第22号由布市民運動場条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第23号由布市川西児童体育館条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第24号由布市B & G海洋センター条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第25号由布市挾間高齢者等就業支援センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。21番。

議員（21番 丹生 文雄君） 21番、丹生です。委員長にちょっとお聞きをします。

経過報告の下の方に、下から4番目、「多くの収益を上げるようになれば、施設を買い取りいただく方向性を共通に認識し、協定を結ぶべきという結論に至りました」ということなんですが、私は、シルバー人材センターが、これから非常に発展ほしいという願いを込めて、ここに記したんじゃないかというふうに、私受けとめておるんですが、委員長の確認をお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えいたします。

その前段の方に報告をしておりますように、シルバー人材センターの育成を図るために、市は、事業体として体力のあるシルバー人材センターを育成していくべきだという脈絡で、その結果、延長線上に、収益を上げたときには、体力がつく、ついたときには、そこを、就業支援センターを買い取るぐらいの意気込みでやっていただきたいという、そういう認識を市もシルバー人材センターも持つべきである、というふうな意味合いでございますので、御理解賜りたいと思います。

議長（副議長 久保 博義君） いいですか。

議員（21番 丹生 文雄君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 25 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 24 名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 26、議案第 26 号由布市庄内老人福祉センターの指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 26 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員 24 名中起立 23 名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 27、議案第 27 号由布市城ヶ原農村公園の指定管理者の指定についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。12 番。

議員（12 番 藤柴 厚才君） 12 番、藤柴です。久しぶり。まあ、この場で質疑をして、皆さんに大変長い間御迷惑をおかけいたしました。

観光経済の委員長に 1 点だけ、この城ヶ原の指定管理者について質問をいたします。

実は、あそこを現地視察をしたと思うんですけども、あそこは、阿蘇野川と大分川の合流点ですよね。そして、川の底も非常に浅いということで、最近、地球の温暖化等々で、あそこを夏場多く利用、キャンプとかでするんですけども、そういうときに、今までは、行政が直営で、避難勧告とかあるいはまた危機管理についてはやっておったんですけども、今後、指定管理になった場合、どういう、その避難勧告とか、そういう連絡網がやられたのか、そこら辺の話し合いは、意見がなかったのかどうか、そこら辺を 1 点だけお聞きをいたします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 委員全員で協議するときには、この問題は指摘されませんでした。しかし、個々の委員が、それぞれプールサイドやいろんなところでそれぞれ思ってい

ることをAIさんにですね、いろいろと尋ねてはいました。 あ、ごめんなさい。それで、協議の中でそのことが出たかということについては、別に出なかったということで、議員が指摘されたことについては、後ほど担当課とよく協議するように申し入れたいと思います。

議員（12番 藤柴 厚才君） はい。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立22名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第29号県営南庄内地区土地改良事業損失補償についてを議題とします。

本案に対する委員長報告は継続審査です。本案は委員長報告のとおり継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、日程第29、議案第30号事務の委託の協議についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第31号由布大分環境衛生組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第32号大分県市町村会館管理組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 賛成多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第33号大分県退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。その後、議運を開きますので、よろしくをお願いします。議運。（「再開は」と呼ぶ者あり）再開は14時。そげ要らん。なら、どんぐらい要ります。50分でいいですか。そしたら……（発言する者あり）10分あればいいですか。10分でいい。（発言する者あり）13時50分。

午後1時40分休憩

午後1時53分再開

議長（副議長 久保 博義君） じゃあ、再開します。

次に、日程第33、議案第41号平成19年度由布市一般会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。1番。

議員（1番 小林華弥子君） 観光経済常任委員長に質問いたします。

2点ほどお伺いしますが、歳入の方で、歳入の使用料での観光使用料で、城ヶ原公園の使用料500万円を収入に見込んでおりますが、これは議案27号との整合性をつけるべきだというふうに思います。議案27号を可決すべきという委員会の判断がありながら、ここの部分を落とすべきだという御指摘が委員会報告の中にありませんでしたが、ここら辺はどういうふうに審議されたのでしょうか。

もう一点は、歳出の方ですが、74ページ、私が質疑でも申し上げましたけれども、農業費の補助金の中で陣屋の村事業補助金、これは指定管理者である南九州スピードに15万3,000円補助金を出すという案ですけれども、指定管理者契約のときに、こういう事業補助金を出すような契約が入っていなかったはずだがというふうに指摘をしましたが、そこら辺の審議いかがでしたでしょうか。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） まだ回路がつながりませんが、最初に言われた収入の500万円については、歳出は全額計上はしていないんですね、そのうちの300何十万円だったというふうに思いますけども、いずれにしても否決されるおそれがあると当時担当課が説明していましたが、そういうことで万が一の場合を担保してるだけの話で、別にこれで皆さんが可決いただければ、すぐ次の議会で削除するという件で、別にそんなに可決否決にこだわらず、まあそれでいいだろうということで委員会としては認めました。

次の件について、南スピードの件については ちょっとまだつながらん……（発言する者あり）はいはい、委託事業です 委託事業ちゅうか、トンネルでやる分です。ほかの団体に対

する補助を、従来から陣屋の村を經由でやっていたという経過があるんで、土の子少年団、緑の少年団に対する補助金のことです、些少ですけど。補助金として南スピード自体に何かををするというもの、性格じゃなくて、従来から町の事業で行ってた土の子少年団や緑の少年団の育成事業を、従来の陣屋の村と同じように南スピードを經由して補助金を出すというものだ。本会議でも多分その答弁があったんじゃないかと思うんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 1番。

議員（1番 小林華弥子君） あと1点、同じく歳入で観光経済常任委員会ですが、雑入で商工観光課の方で国民宿舎の指定管理者からの上納金320万円、これについては、私がかねがね問題だというふうに指摘をしておりましたが、観光経済常任委員会ではこのことは審議されたんでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

観光経済常任委員長（西郡 均君） 同僚委員からその点について、やっぱり検討すべきだという意見が出て、そして、時間的に早い時期に契約したものがそういう契約になっているけども、後との整合性を考えるように早目にその辺は当局が次の更新ちゅうんですか、次のときにはきっちり同一の基準で指定管理委託をするような、そういう基準をもう明確にするということをお願いしておきました。そういうことでよろしいでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。3番。

議員（3番 立川 剛志君） 3番、立川です。文教厚生委員長にお伺いいたします。

給食センターの建設策定委員会のことで、諮問の方法といたしますか、市長が施政方針の中で市長の諮問機関だというようなことをおっしゃっておられたように記憶いたしておりますが、地方教育行政組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会の職務権限の中で、学校給食に関することということであるようなんで、これ教育長の諮問機関じゃないかと思うんですが、その辺の協議はなされたでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） 回路が繋がらないというのは、二度使えないとは思いますが、今聞かまして、確かにこれはちょっと違うんですけど、私今、常任委員長としてお答えすべきなのか、それとも建設策定委員としてお答えすべきなのかちょっと迷って繋がらないんですけども、委嘱を受けたのは確かに市長から委嘱を受けて、給食センター建設策定委員として委員会に所属いたしました。決して教育長から委嘱を受けたわけではございません。もしそれが、委嘱の委嘱先というか、諮問機関を所轄する、総括するのが市長であるならば、私自身が委員会の委員としている存在すら根底から覆されてしまうことになりますんで、ちょっとその辺、行政の考え方も聞かなきゃいけない。ちょっと休憩よろしいでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 暫時休憩します。

午後 2 時00分休憩

.....
午後 2 時03分再開

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

事務の委任事項の中に入ることのない学校、公民館及び図書館の設置及び廃止を決定することを委任するというので、市長が委員会、給食センター建設策定委員会の委員を委嘱するのは問題がないという見解でございます。

議長（副議長 久保 博義君） 3 番。

議員（3 番 立川 剛志君） 職務権限の中に、教育委員会の所管に属する第 3 0 条に規定する学校その他の教育機関の設置ってあるんですけど、給食センターは教育機関の設置とは違うんですか。（「まさに教育機関の設置じゃ、また休憩」と呼ぶ者あり）

議長（副議長 久保 博義君） 暫時休憩。

午後 2 時04分休憩

.....
午後 2 時06分再開

議長（副議長 久保 博義君） 3 番、発言してください。

議員（3 番 立川 剛志君） 時間もかかると思いますので、再度委員会の方で協議して報告をいただければ結構です。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長、いいですか、それで。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） はい、わかりました。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。1 9 番。

議員（1 9 番 吉村 幸治君） 今同僚議員が質問した点も、私もちょっと気になるので、ここに由布市学校給食センター建設策定委員会の設置のこれがあるわけですけど、やっぱり市教育委員会に置くということを書いたから、この件を話そうかなと思ったんですけど、今答えの中で後ほどお答えをいただくということで、その点は了解したんですけど、ただ、委員長報告の中に学校給食センターに係る設計管理委託料 2, 4 9 6 万 5, 0 0 0 円、それから地質調査の委託料 1 0 6 万円、これについては一つの一定の場所をもう特定をしておるというふうに私は認識をしておるんですけども、その特定をした場所について、本当にその策定委員会が答申を出したことに對して、間違いがないのかなという意がするものですから質問するわけですが、はっきり言えば大龍地区のこの場所を指さしておるというふうに思うんですけども、これは旧庄内町時代に、平成 1 5 年に測量設計費 3 9 0 万円をかけて宅地造成をすると、いわゆるそこに住宅を建てるん

だという思いの中で始められた空き地なんですよ。

しかし、それが近隣の方の苦情によって工事が中断したという経緯があるということの内々に調査して、私はつかんどるんですけども、ただ、苦情が間違いであったということ当事者から答えをいただいたということなんです、なぜ、ほいじゃ宅地造成を引き続きしなかったのか、これがどうもひっかかる点なんです。

それからもう一点、その候補に上がっていた下湯平地区が、ここが水がないということで外れたわけなんですけれども、当然、夜間の給水等を使用すれば、その地区住民の方が使う水量、いわゆる使わないときに10トン、100トンですか、そういうぐらいな備蓄というのが可能ではないかなというふうな思いがするし、また、それだけの地質のお金をかけるのであれば、土地開発公社が持っている6,000平米の土地、今後開発するにおいても水がないということになれば、その土地も死に土地になってしまうというおそれがあるんで、少なくとも試掘をして水源のあるなしぐらいは調査をして、私は判断基準をすべきじゃなかったかなと思うんですけども、委員会としてどの点まで大龍地域の決定に対しての予算づけを承認されたのか、それをちょっとお聞きしたいと。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） お答えします。

ちょっと複雑になる原因の一つに、私と副委員長は、常任委員会の私・委員長と副委員長は、給食センターの建設策定委員であります。そういうことで、実際に委員会で審議するとき、既にもう建設委員会の情報はみずからの中にインプットされておりますので、どうなっているのかこうなっているのかという疑問が起きなかったのは、これは事実でございます。

そして、具体的にその事実の中に、先ほど指摘された旧庄内町時代の宅地としての開発が凍結されたという件についてでございますけれども、私の把握している状況は宅地としての開発凍結が解ければ、解ければこの建設策定委員会の案が実際に稼働し出すというふうな段取りだと承知しております。

ですから、今度26日に招集されておるんで、この26日に招集されているのが、由布市学校給食センター建設策定委員会調査報告書についてという協議内容を伝達、通達受けております。26日にこの件が委員会でまた話されるということになっておりますので、順序が後先ではないかなという感じはするんですけども、建設ありきで進んでいるのだったら、これはまた26日の委員会段階でこれをきちっと結論を出す必要はあるかと存じます。

2点目の下湯平には水がないから夜間備蓄して、水源、水の確保ができるんじゃないか、あるいはそのために試掘をして地下水の有無を確かめるべきじゃないかというのは、私、委員として、策定委員としてそういうことは伝えておりますけれども、それよりも、下湯平よりも水源が確保

されている東庄内の方がすぐに工事に移れる、そして中心地である、そういう意味合いで候補がそちらに絞り込まれたというような経緯がございます。これも当然、今申し上げましたように、26日に開かれる委員会の中でまた諮らなければいけない案になるんじゃないかなと思います。

そして、プラス先ほど、機構上わからなかった、私はわからないんで、休憩で伺ったところでございますけれども、委員会自体が、建設委員会自体が由布市の条例よりも上位条例、上位規則によって、上位法律によって拘束されるのであるならば、これは建設策定委員会自体の見直しも含めて、この26日に諮るべきかなというふうな感じを持っております。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 19番。

議員（19番 吉村 幸治君） 委員長の今説明で、この調査費等もう一回ちょっと精査する余地があるというふうな今お答えと受けとめたわけですけども、もう一つつけ加えていただければ、同じ由布市において水道料金が違うということも、これはおかしなことだと思われるかもしれないけども、現状の中では湯布院の簡水、庄内の簡水を使用したときに、私の計算では、試算では下湯平の土地で湯布院の簡水を使用すれば、庄内地の簡水を使用するよりも年間月に20日ほど使用したとした場合に、200数十万円予算が下湯平の方につくれば安くなるという計算まで出ているんですね。

そうしたときに、これ200万円年間違うということになると、やっぱり給食のセンターの耐用年数が45年とか、昭和45年につくったから建てかえるという発想なんで、そこに30年、35年という長いスパンで今度新しくつくる施設を使うということになれば、相当なお金の開きが出てくるんで、もう一回常任委員会から策定委員会の中で、少なくとも試掘あるいは下湯平簡水、蓑草簡水、あるいは武宮簡水、こういうものが使えないのかどうかまでは、再度調査するように委員会として策定委員会に申し入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

文教厚生常任委員長（溝口 泰章君） まだ、精査の余地があるんだとおっしゃっているんですけども、先ほど申し上げましたように、建設策定委員会自体のありようも含めて26日に細かく細かくと言ったら失礼かもしれませんが、水源確保とか、あるいは今後の30年のスパンにわたる計算とかいうことも、26日に諮るべきだと今思います。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

原案に反対者の発言を許します。8番、西郡均君。

議員（ 8 番 西郡 均君 ） 2 0 0 7 年度の由布市の一般会計予算について反対討論をいたします。

一つは、行革プランで初年度どういう行革がされているのかということ、人員で把握したいと思ったにもかかわらず、予算書には人員がすべて削除されて、消し去られておりました。財政課長が資料をつけましたけれども、担当課長の説明する人数と全く合わない。別々の人数を言うるわけですね。結局、意図的な作為ちゅうんですか、それを感じる予算書であるというふうに思います。

いま一つは、地方税の増収を見込んでいます。基準財政需要額そのものは、この行革によってよりコンパクトになっています。その中で、基準財政収入がふえれば交付税が減るのが当然ですけども、どんな計算をしたのか、交付税をふやしています。この予算書の原則に反するようにつくり方に対して、質疑の中で言わなかったですけども、イロハがわかってないんじゃないかというような率直な印象を持ちました。

そして、一番言いたいことは、人権同和なるものに血道を上げて、ありもしない同和地域があると、部落民がいるとかというような部落解放同盟の講師を呼んで、これが人権教育などと助役が言うようなことではもう言語道断、差別の再生産の助長ぐらいの話じゃないんでしょうか。そういう予算は有害です、有害。もっと有害なのは顧問弁護士、しなくてもいい裁判を 1 件も 2 件も続けてやって、判決にはもう本当情けない判決文をいただいて、それでもまだ控訴をしたりしてる状況ですから、顧問弁護士料なんていうのは、出す必要全くない。

ついでに、今気がついたんですけど、つけ加えれば、学校給食センター、これも 1 0 億円もかけて巨大な施設を庄内町の真ん中に建設する必要ない。5 億円ずつ湯布院と挾間につくって、庄内町は町長から市長になって、今なお自校方式を本当にいいものだというふうに言ってる人がやるんならば、庄内の自校方式の施設を、せっかくあつこの小学校の隣に立派な小学校つくって、給食室もつくったんでしょ。だから、そういうものを生かしてやるような、そういう政治を行ってほしいというふうに思います。

三、四点申しましたけれども、とてもじゃないけども、このままずっと認められるような 2 0 0 7 年度の予算じゃないということを申して反対討論といたします。

議長（副議長 久保 博義君） 賛成討論ありませんか。2 4 番。

議員（2 4 番 山村 博司君） それでは、賛成討論を行います。

平成 1 9 年度一般会計当初予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ 1 4 0 億 4 , 3 0 0 万円と定め、行財政改革元年にふさわしい、また、行財政改革プランに沿った編成をされており、前年度予算額より約 5 億 4 , 0 0 0 万円の減額をして、率にして 3 . 7 % の緊縮予算となっています。

歳入では、税源移譲による地方税は依然として不透明であり、所得譲与税の廃止や臨時財政対

策債も大幅な減額をされています。また、歳出に至っては、多額の残高を抱える公債費や今後も増加が見込まれます扶助費、さらには国保、老人、介護等の特別会計への繰り出し金も年々増加している状況です。

こうした厳しい財政運営の中での予算編成であり、平成19年度予算は行財政改革プランを踏まえた由布市の総合計画を十分検証し、市民の行政サービスを勘案した予算編成であると認め、今後は、なお一層の経費節減に努められることを強く要望して賛成討論といたします。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、反対討論ありませんか。 賛成討論ありませんか。 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立23名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第34、議案第42号平成19年度由布市国民健康保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第35、議案第43号平成19年度由布市老人保健特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第36、議案第44号平成19年度由布市介護保険特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第37、議案第45号平成19年度由布市簡易水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。8番。

議員（8番 西郡 均君） 本会議でお尋ねいたしましたけれども、委員会で検討してほしいというか、基準がわかったら教えてほしいというお願いをしてたんですが、元利償還金は1億数千万円これまで一般会計から繰り入れてたわけですね。それで湯布院町、庄内町の簡易水道は水道料金安いですよというふうになっとったんですけども、今度、それが償還金が半額になったんですね、繰入金も、そこ辺についてどういう議論がされたか、ぜひその辺の基準なんかを委員会の方で明確にしてほしいというお願いをしておりましたけれども、報告書にもその点が触れられていないようにあるんですが、その辺が検討されたかどうか、お答えいただきたいんですが。

議長（副議長 久保 博義君） 委員長。

建設水道常任委員長（佐藤 正君） お答えをいたします。

委員御指摘の分については、細かくは審議しておりません。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 8番。

議員（8番 西郡 均君） お願いですけども、通告もしてなくて時間制限もされて質問規制

もされた事項であります。あえて発言してその検討とか、基準を明確にしてほしいという願いをした事項ですから、次回からはぜひとも本会議でそういうことを言われたら、委員さんどなたでもお気づきの方が議論していただけるとありがたいというふうに思います。お願いします。

議長（副議長 久保 博義君） ほかに質疑ございませんか。 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第38、議案第46号平成19年度由布市農業集落排水事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第39、議案第47号平成19年度由布市公共下水道事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第40、議案第48号平成19年度由布市湯布院健康温泉館事業特別会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第41、議案第49号平成19年度由布市水道事業会計予算についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第42、議案第144号由布市陣屋の村歴史民俗資料館条例の制定についてを議題として質疑を行います。本案は、前期定例会で文教厚生常任委員会に付託され、継続審査となっております議案でございます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第144号を採決します。本案に対する委員長報告は否決でありますので、原案について採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立0名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立がありません。よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩します。再開は14時40分。

午後2時30分休憩

.....
午後2時43分再開

議長（副議長 久保 博義君） 再開します。

追加日程第1．発議第2号

追加日程第2．発議第3号

追加日程第3．発議第4号

追加日程第4．発議第5号

追加日程第5．閉会中の継続審査・調査申出書

追加日程第6．議員派遣の件について

議長（副議長 久保 博義君） お諮りします。本日、議員発議案として発議第2号から発議第5号までの4件、並びに各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついで、この提出案件5件及び会議規則第159条の規定による議員派遣の件についての計6件を日程に追加し、追加日程第1から第6として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、議員発議案4件、閉会中の継続審査・調査申出書及び議員派遣の件についての6件は、追加日程第1から第6として議題とすることに決定いたしました。

まず、追加日程第1、発議第2号から追加日程第4、発議第5号までの4件を一括上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。まず、追加日程第1、発議第2号由布市議会委員会条例

の一部改正について及び追加日程第2、発議第3号由布市議会会議規則の一部改正についての2件は、提出者が同一のため、一括議題として提案理由の説明を求めます。11番、二宮英俊君。議員（11番 二宮 英俊君） それでは、発議第2号由布市議会委員会条例の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。平成19年3月23日、提出者、私、二宮英俊です。賛成者は、議会運営委員会のメンバーで新井議員、山村議員、生野議員、吉村議員、江藤議員、西郡議員であります。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、委員会条例の整備を行うためです。

裏面の方をはぐってください。由布市議会委員会条例（平成17年条例第222号）の一部を次のように改正するというので、その後ろに新旧対照表があります。ごらんください。第8条第1項中「「委員」という。）は」を「「委員」という。）の選任は」に改め、同項に次のただし書きを加えるということです。ただし、閉会中における委員の選任は議長の指名によるということです。同条第3項中「の規定」を削る、です。

なお、附則として、この条例は平成19年4月1日から施行ということです。よろしくお願ひします。

次に、発議第3号由布市議会会議規則の一部改正について、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年3月23日、提出者は、同じく二宮英俊です。賛成者は、議会運営委員会の新井議員、山村議員、生野議員、吉村議員、江藤議員、西郡議員であります。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会議規則の整備を行うためです。

裏面をはぐってください。由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。新旧対照表もごらんいただきたいと思います。第14条に次の1項を加える。「2、委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由をつけ、委員長が議長に提出しなければならない」。次に、第19条に次の1項を加える。「3、委員会が提出した議案につき、第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない」。

次の裏面をはぐってください。37条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。「2、委員会提出の議案は委員会に付託しない」。第142条及び第154条中「第2項」を「第3項」に改めると。

なお、附則として、この条例は平成19年4月1日から施行ということです。慎重審議の上、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、追加日程第3、発議第4号日豪EPA交渉に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。8番、西郡均君。

議員（8番 西郡 均君） 採択に御同意いただきました意見書を早速出させていただきます。日豪EPA交渉に関する意見書案を提出者、私、西郡均と賛成者、観光経済常任委員のメンバーです。

提案理由としては、豪州とのEPA交渉において、農産物の取り扱いのいかんによっては我が国の農業に壊滅的な打撃を与えることが懸念されるためであります。

意見書は請願の文書と全く同様であります。あて先として、衆参両院の議長 もう衆参は既に議決しておりますけれども、由布市建設委員会が言うようにいいものは何度も出してもいいんだということで、改めてまた出したいと思います 内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の各位にこの意見書を提出したいと思いますので、慎重審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上で提案を終わります。

議長（副議長 久保 博義君） 次に、追加日程第4、発議第5号療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書を議題として、提出者に提案理由の説明を求めます。7番、溝口泰章君。

議員（7番 溝口 泰章君） 本会議で陳情の一部採択に伴い、意見書の提出をいたします、発議第5号として意見書の提出をということでございます。

療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書、上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。平成19年3月23日、提出者は私と同委員会の田中委員、山村委員、江藤委員、佐藤友信委員、高橋義孝委員です。

提案理由は、地域住民が安心して医療や介護を受けられるようにするためでございます。

裏面をごらんください。意見書の内容については、御一読願いたいと思います。

下記の記の部分で意見書の陳情者との意見の変更を少々行っているというところでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。あて先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣になっております。可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で発議案4件の提案理由の説明が終わりました。

これより各議案の審議に入ります。

まず、追加日程第1、発議第2号由布市議会委員会条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 2 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第 2、発議第 3 号由布市議会会議規則の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 3 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第 3、発議第 4 号日豪 E P A 交渉に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第 4 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、発議第5号療養病床の削減見直し・介護保険事業の充実に関する意見書を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員24名中起立24名〕

議長（副議長 久保 博義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

お手元に配付いたしておりますように、各常任委員会、議会運営委員会の各委員長から会議規則第104条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査することに決定いたしました。

次に、追加日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付いたしました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、今期定例会の議事日程は全部終了いたしました。よって、本定例会は本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（副議長 久保 博義君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

市長に閉会の言葉をいただきたいと思います。はい。

市長（首藤 奉文君） 平成19年第1回の定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

3月1日に始まりましたこの定例会、本日23日をもって閉会となりましたけれども、議員皆さん方にはこの23日間、本当にすべての議案につきまして慎重に御審議、また熱心な御審議をいただきまして、大変ありがとうございました。また御苦勞でございました。

御提案申し上げました諮問案件2件につきましては、適任という答申をいただきましたし、2議案を除くすべての議案につきましては、原案どおり御可決をいただきまして、本当にありがとうございました。

さらにまた、この議会中にいろんな角度から議員皆様から御提案、また厳しい御意見もいただきました。私どもこのことを真摯に受けとめて、次によりすばらしい議案として提案できるように、また職員の姿勢につきましても、今後一層姿勢を正して市民の皆さんの負託にこたえる職員になろうと決意をしているところでございます。

また、いよいよ予算も御可決いただきまして執行にあたるわけでありますけれども、執行にあたりまして本当に慎重に丁寧に執行していきたいし、今後、行財政改革、そしてまた、その改革の中で元気の出る行政を行ってまいりたい、そして、市民から喜んでいただけるような由布市をつくってまいりたいと決意を新たにしているところであります。今後、一層の御指導をお願いしたいと思います。

さて、いよいよ桜の開花宣言もあすかあさってかという間近に迫りまして、大変春の陽気暖かくなってまいりましたけれども、議員皆さん方にはこの23日間の議員活動のお疲れをいやされて、そしてまたお仕事に、そしてまたいろんな取り組みに精力的に、また活発に取り組まれるように御祈念申し上げ、6月議会まで皆さん方が御多幸で御健勝でありますように、御期待を申し、御祈念申し上げまして、閉会のお礼のごあいさつにさせていただきます。皆さん、本当にありがとうございました。

議長（副議長 久保 博義君） それでは、平成19年第1回由布市議会定例会の閉会にあたりまして、後藤議長の職務を代行いたしました私・副議長より一言お礼のごあいさつを申し上げたいと思います。

去る3月1日に招集されました今期定例会におきましては、平成19年度由布市一般会計予算を始め由布市基本構想・基本計画、市民憲章の制定、各条例の制定・一部改正案など、多種多様な重要案件が提出され、議員各位には本日までの23日間、極めて長期間にわたり、本会議や各

常任委員会あるいは現地調査を通じまして、終始真剣な御審議をしていただき、また、提案されましたすべての議案を議したすことができました。これもひとえに議員各位の御尽力のためものと、深く敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、市長を始め執行部の各位におかれましては、諸議案の審議の過程においては、常に真摯に対応され、御協力をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

なお、本定例会において議案審議の過程や一般質問において議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては、今後の市政の執行・行財政運営に十分反映されますよう強く要望する次第でございます。

今回、後藤議長が病氣療養のため、急遽、本定例会の議長という重要な務めをさせていただきましたが、その間、不慣れな私に対しまして、議員各位や執行部の皆様の温かい御厚情・御協力を賜ったことに対しまして、心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

終わりに、議員各位並びに執行部の皆様におかれましては、4月という、公私ともに大変御多忙な季節を迎えますが、くれぐれも健康に留意されまして、ますます御活躍されますよう、御祈念申し上げまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。閉会のあいさつといたします。本当にありがとうございました。

議長（副議長 久保 博義君） 以上で、平成19年第1回由布市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

事務局長（衛藤 重徳君） それでは、大変お疲れのところ貴重な時間をいただきまして、私も3月退職にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まず、私ですが、昭和41年に庄内町役場の方に奉職をいたしまして、実は40年に入ったんですが、1年間の臨時職員を経て41年に正式に奉職ということでございます。そのときに国体がございました、第1次国体ですね。それで、41年目でございます。また国体が、二巡目国体が来年あるというようなめぐり合わせの年に、無事に定年で職を去ることになりました。これもひとえに議員さんを始め、それから執行部の皆さんの本当に温かい御支援・御鞭撻のためものだろうというふうに感謝を申し上げる次第でございます。

私も教育委員会に 経歴を振り返ってみますと、教育委員会に8年ですか、それから総務課の方に3回出たり入ったりでございまして、17年くらいおります。それで企画、それから住民課等々、それから一番最後は議会の方に3年ですかね、旧町と市を含めまして3年でございます。

そういう中で、本当に合併後の市議会の事務局員として、大変1年半でございましたが、本当に10年にも匹敵するようなすばらしい経験をさせていただきました。これをまた糧に今後また

頑張っていきたいと思いますし、反面、議員の皆さんの御期待に沿えるようなことはなかなかできなかつたと反省をしておりますし、また6回の定例会を迎えまして、いろんな議会運営上の課題も出ておりますが、これ心残りではありますが、この後、後任者にしっかりと事務引き継ぎをいたしておきたいと思いますので、お許しをお願いをいたしたいと思います。

それから、私、今後のことですが、一応生まれは農家でございますので、百姓をしながら、もう就職が決まっております自治委員を（笑声）（拍手）とりあえずやっっていこうかなというふうを考えております。一市民として、それから地域の方から順繰りに参加をいたしたいと思いますので、今後とも御指導よろしくお願いを申し上げます。

最後に、終わりにもう一個言うていいですか。（笑声）ことしになりまして、議員さんがなかなか体を害する方が多いようでございますんで、まだまだ1期目の半分もたっておりませんので、くれぐれも体に気をつけて1期、2期、3期と末永く新市、本当合併してよかった、由布市のために御活躍をお願いを申し上げまして、簡単でございますが、お別れの言葉にいたします。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）（発言する者あり）

環境課長（麻生 哲雄君） 環境課長の麻生です。私は昭和44年に湯布院町役場に入りまして、45年職員になりまして、3月で37年間ということで退職の時期を迎えております。局長と同じで2007年問題、団塊の世代の第一陣の退職だと思うんですが、多分、総務部長より、あした何て言おうかなちゅうて、きのう夜遅くちょっと考えたけど、何も出ません。

それで、私も10月に17年の10月に合併しまして、環境課というところに来まして、何が大変じゃったかなあちゅうと、やはり質問も出ましたようなごみ問題、これどうしようかなって思ったんですが、まだまだ周知できていないところもあります。挾間地区終わりました、湯布院地区はまだ来週の月曜、火曜、最後の追い込みに入っております。それで、この場をかりまして議員の皆さんにもその辺の周知をお願いしたいと思います。

また、由布市にとりましても、私ども先ほど事務局長さん言いましたが、仕事をしてきたんですが、まだまだ行財政改革とか権限移譲とかいろいろな問題がたくさん残っております。議員の皆さん方もあれして、市民のためによりよい由布市をつくっていただきたいと思います。

私の今後でございますが、先般、一般質問が出ましたように、山の手入れをしておりますので、山の手入れをしながら、まだ自治委員をうちは町中ですので回ってこないようですので、二、三年後の班長、自治委員に対処して勉強していきますし、また市長の言うようなボランティアとか、そういうできる範囲で市の行政なりに協力していきたいと思います。どうも本当、長い間ありがとうございました。（拍手）

議長（副議長 久保 博義君） 以上で終わります。

午後 3 時05分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員